

平成28年6月2日

ガス事業法第20条ただし書後段の規定による 供給約款等以外の供給条件の認可について

近畿経済産業局から、株式会社長田野ガスセンター(法人番号1130001040972)によるガス事業法第20条ただし書後段の規定による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。)における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)
官 印 省 略
20160524近畿第79号
平成28年6月2日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第20条ただし書後段の規定による供給約款等以外の供給条件の認可について（回答）

平成28年5月24日付け20160523近畿第103号により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第20条ただし書後段の規定による供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。